

青森県報

第二千二百十九号

平成十五年
八月二十九日
(金曜日)

青森県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成十五年八月二十九日
青森県知事 三 村 申 吾

目 次

規 則

青森県行政組織規則の一部を改正する規則…………… (人事課) …… 一

訓 令

青森県事務専決代決規程の一部を改正する訓令…………… (人事課) …… 二

青森県文書取扱規程の一部を改正する訓令…………… (総務学事課) …… 二

公 告

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示…………… (美術・芸術館) …… 三

青森県福祉のまちづくり条例による適合証の交付の公表…………… (障害福祉課) …… 三

教 育 委 員 会

青森県個人情報保護条例第十八条第一項の規定により青森県教育委員会が定める開示請求があつた場合において直ちに開示することができる個人情報の一部改正…………… (義務教育課) …… 三

公 安 委 員 会

型式の検定適合遊技機…………… (生活安全課) …… 四

規 則

規 則

青森県行政組織規則の一部を改正する規則

青森県行政組織規則(昭和三十六年二月青森県規則第十八号)の一部を次のように改正する。

「第四目 障害者職業能力開発校(第百条の十一 第百条の十四)」を
「第四目 障害者職業能力開発校(第百条の十一 第百条の十四)」に改める。

第一款の三 文化観光部の出先機関の名称及び所掌事務等

第一目 国外事務所(第百条の十五・第百条の十六)
第十三条の三の文化観光推進課の項中第十五号を第十六号とし、第十四号を第十五号とし、第十三号の次に次の一号を加える。

十四 国外事務所の総括的管理に関すること。

第二十八条第四項中第十三号を第十四号とし、第九号から第十二号までを一号ずつ繰り下げ、第八号の次に次の一号を加える。

九 国外事務所

第三章第二節第三款の二の次に次の一款を加える。

第三款の三 文化観光部の出先機関の名称及び所掌事務等

第一目 国外事務所

(所掌事務)

第百条の十五 国外事務所は、次の事務を所掌する。

一 県内企業の活動の支援に関すること。

二 りんごその他の物産の宣伝及び流通に関すること。

三 観光地の宣伝及び観光客の誘致に関すること。

四 国際交流の推進に関すること。

(名称、位置及び担当区域)

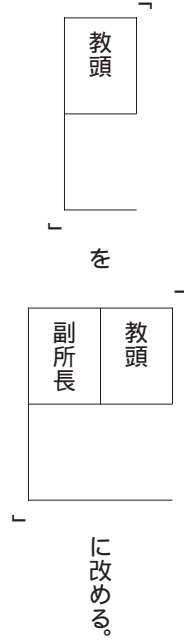
第百条の十六 国外事務所の名称、位置及び担当区域は、次のとおりとする。

名 称	位 置	担 当 区 域
青森県シンガポール事務所	シンガポール	インドネシア、カンボジア、シンガポール、タイ、台湾、中華人民共和国、フィリピン、ブルネイ、ベトナム、マレーシア、ミャンマー、ラオス

別表第三青森県立障害者職業訓練校の項の次に次のように加える。

青森県シンガポール事務所	所長、副所長
--------------	--------

別表第四第一号の表中



附 則

この規則は、平成十五年九月一日から施行する。

訓 令

青森県訓令甲第四十二号

青森県事務専決代決規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成十五年八月二十九日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県事務専決代決規程の一部を改正する訓令

各 出 先 機 関
庁 中 一 般

青森県事務専決代決規程（昭和三十六年九月青森県訓令甲第二十八号）の一部を次のように改正する。

第二条第九号中「及び教頭」を、「教頭及び副所長」に改める。

別表第一各課共通（各課専決事項において別に定める場合を除く。）の項の部長専決事項の欄第一号中「外国旅行」の下に「（青森県シンガポール事務所の所長のシンガポールの地域内における旅行を除く。）」を加える。

別表第二各出先機関共通（別表第二の二において別に定める場合を除く。）の項の第二号中「以下」の下に「この表において」を、「外国旅行」の下に「（青森県シンガポール事務所の所長のシンガポールの地域内における旅行を除く。）」を加える。

附 則

この訓令は、平成十五年九月一日から施行する。

青森県訓令甲第四十四号

各 出 先 機 関
庁 中 一 般

青森県文書取扱規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成十五年八月二十九日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県文書取扱規程の一部を改正する訓令

青森県文書取扱規程（昭和三十六年八月青森県訓令甲第二十七号）の一部を次のように改正する。

別表第三青森県立障害者職業訓練校の項の次に次のように加える。

青森県シンガポール事務所	所 長
--------------	-----

附 則

この訓令は、平成十五年九月一日から施行する。

公 告

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき契約の相手方を決定したので、同令第十一条の規定により次のとおり公示する。

平成十五年八月二十九日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 物品等の名称及び数量
美術資料（「三人」を含む六点）
- 二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
青森県環境生活部美術館整備・芸術パーク構想推進課
青森市長島一丁目の一
- 三 契約の方法
随意契約
- 四 契約の相手方を決定した日
平成十五年七月十八日
- 五 契約の相手方の氏名及び住所
各務謙蔵
- 六 契約金額
東京都港区白金台一丁目一の二の六〇一
三千八百八十五万円
- 七 随意契約の理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第十条第一項第一号
- 八 契約の相手方を決定した手続
予定価格の制限の範囲内の価格による見積りであったので、契約の相手方としたものである。

青森県福祉のまちづくり条例による適合証の交付の公表

青森県福祉のまちづくり条例（平成十年十月青森県条例第四十六号）第十三条第二項の規定により、次のとおり適合証を交付したので、同条第三項の規定により公表する。

平成十五年八月二十九日

青森県知事 三 村 申 吾

適合証交付に係る 公共的施設の名称	所 在 地	種 類	交付年月日
山郷館ディサービスセンター弘前	四 弘前市大字大久保字西田九二の	保健・福祉施設	平成十五年八月二十九日

教 育 委 員 会

青森県教育委員会告示第九号

平成十三年四月一日青森県教育委員会告示第三号（青森県個人情報保護条例第十八条第一項の規定により青森県教育委員会が定める開示請求があつた場合において直ちに開示することができる個人情報）の一部を次のように改正する。

平成十五年八月二十九日

青森県教育委員会教育長 花 田 隆 則

表公立学校教員採用候補者選考試験の項中「第一次試験の」の下に「筆記試験の得点及び」を加え、「及び第二次試験」を「並びに第二次試験」に改め、表県立学校実習助手・寮母採用候補者選考試験の項中「寮母」を「寄宿舎指導員」に改め、「第一次試験の」の下に「筆記試験の得点及び」を加え、「及び第二次試験」を「並びに第二次試験」に改める。

公 安 委 員 会

青森県公安委員会告示第五十号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第百二十二号）第二十条第四項の規定に基づく検定申請に係る次の遊技機の型式について、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和六十年国家公安委員会規則第四号）第六条の規定による技術上の規格に適合すると認めためたので、同規則第九条第一項の規定により告示する。

平成十五年八月二十九日

青森県公安委員会委員長 櫛 引 利 貞

遊技機の種類	型 式 名	製造業者又は輸入業者名
ぱちんこ遊技機	ファイバーぴくぴくDX	株式会社ダイドー
"	CRファイバーフレンズKX	株式会社三共
"	CR新道路工事SP	"
"	新道路工事DX	"
"	CRノリコノNH	株式会社銀座
"	CRノリコノNK	"
"	CRミラクルマジックM3	株式会社三洋物産
"	CRミラクルマジックM2	"
"	CRミラクルマジックM6	"

"	回胴式遊技機	"	"
バクニン	ピーストサップ	CRミラクルマジックM5	CRミラクルマジックL7
アベリット株式会社	株式会社エレコ	"	"

(発行所・発行人)
青森市長島二丁目一番一号
青 森 県

(印刷所・販売人)
青森市古川二丁目一七番五号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭